

[事案 27-302] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

募集の際に募集人が契約者に面接をせず、十分な説明をしなかったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 5 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既に受け取った生存給付金を差し引いた保険料を返還してほしい。

- (1)募集の際に募集人が契約者である自分に面接をせず、十分な説明をしなかった。
- (2)会社側は、申込後、お申込確認コールをしたとしているが、自分にその記憶は無く、仮にしていたとしても当時の自分の状況（要介護 5 で寝たきり）からすれば、内容を把握して返答していたことは疑わしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が申立人本人に面接していないことは事実であるが、募集人は申立人から以前より「保険のことは配偶者に任せている」旨告げられていたので、申立人自身が本件契約につき了知の上申し込んだか、あるいは申立人の配偶者が申立人を代理して有効な申込みを行っている。
- (2)申立人は契約締結に対するお礼と保障内容等につき理解しているかを確認するための「お申込確認コール」に返答をしており、その旨募集人にも電話連絡をしていることから、本件契約当時その内容につき了知していたといえる。
- (3)契約後に保険料の払込方法について口振扱への変更がなされたり、生存給付金の請求がなされており、申立人側は本件契約が有効に締結されていることを前提とした行為をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の行動に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する本件契約の無効は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本件契約は、申立人本人に募集人が面接することが一切なく、説明から契約手続まで、全て申立人の配偶者を介して行われた。申立人は、脳出血により左半身麻痺となっていたほか、平成 20 年 2 月時点では話すことも困難であった等の状況にあり、面接は容易ではなかったとはいえるが、申立人本人への説明を行う方法を模索することをせず、安易に無面接で募集行為を行った募集人の行動は不適切と言わざるを得ない。

- (2) 募集人は本件契約の募集にあたって、申立人の配偶者に対して不告知の教唆とも取れる不適切な指示を行っている。
- (3) 当時、高齢者対応ルールは導入されていないが、募集人は本件契約当時 70 歳を超える高齢であった申立人の配偶者に対し、その年齢に見合った慎重な対応をしていたとはいえない。
- (4) 本件裁定手続において、募集人は事情聴取中および陳述書中に明らかに虚偽の回答・記載をしている。